

南相馬市営農共同給水施設設置条例及び関連規則の廃止について

1 現状と廃止の経緯

当該営農共同給水施設は、平成 7 年度に旧小高町において飲雑用水や営農に必要な用水の確保を目的として、同町内に 4 か所の給水施設を設置し、管理・運営を行っていた。

東日本大震災以降は、利用の希望者もなく、市民の利用はされていなかったことから、平成 29 年度以降は電気・水道が止められており使用することができない状況であった。

このことを受けて、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて地元行政区長や集落営農組織に対し、当該施設の利活用について意見を伺ったところ、「営農共同給水施設は使用しないため不要」との回答があった。

上記の状況及び施設の老朽化を踏まえ、営農共同給水施設の撤去を進めることについて、パブリックコメントを実施した結果を報告するもの。

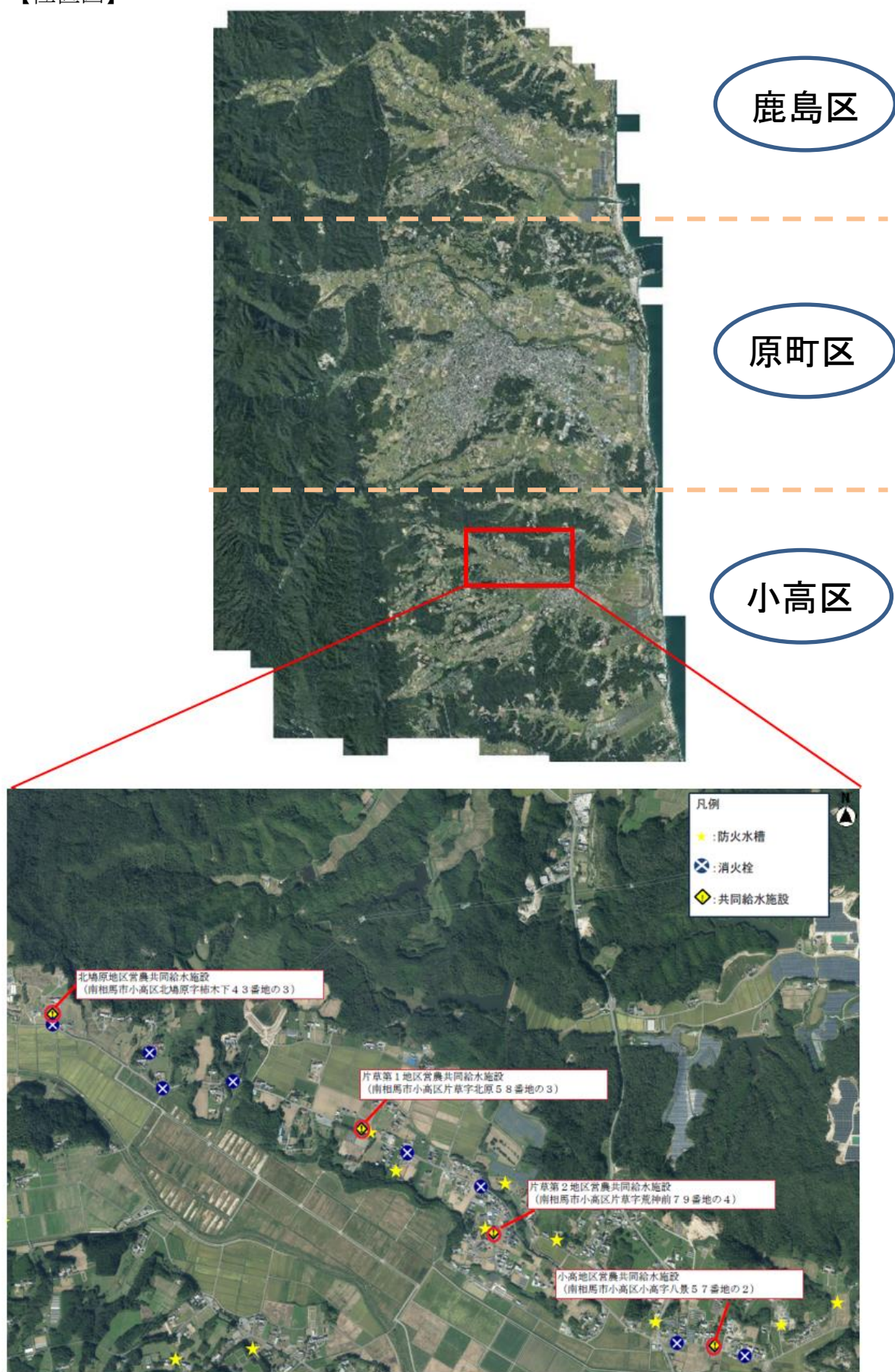
2 施設の名称及び位置

- (1) 名称：北鳩原地区営農共同給水施設
位置：南相馬市小高区北鳩原字柿木下 4 3 番地の 3
- (2) 名称：片草第 1 地区営農共同給水施設
位置：南相馬市小高区片草字北原 5 8 番地の 3
- (3) 名称：片草第 2 地区営農共同給水施設
位置：南相馬市小高区片草字荒神前 7 9 番地の 4
- (4) 名称：小高地区営農共同給水施設
位置：南相馬市小高区小高字八景 5 7 番地の 2

3 パブリックコメントの実施結果

- (1) 案の公表
令和 6 年 11 月 1 日（金）
- (2) 意見提出期間
令和 6 年 11 月 1 日（金） ～ 令和 6 年 11 月 20 日（水）
- (3) 案の公表場所
農政課（小高区役所 2 階）、市民課総合案内、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター（小高・鹿島・原町・太田・大甕・高平・石神・ひがし・ひばり）、情報交流センター
- (4) 意見の件数
0 件

【位置図】



【外観】

